

(別紙2)

平成27年度上期「米子水鳥公園・米子水鳥公園ネイチャーセンター」モニタリング評価表
〔平成27年4月～平成27年9月〕

施設名	米子水鳥公園・米子水鳥公園ネイチャーセンター	
施設所管課	市民環境部環境政策課	
指定管理者名	団体名	公益財団法人中海水鳥国際交流基金財団
	所在地	米子市彦名新田 665
指定期間	平成23年4月1日～平成28年3月31日	
選定方法	非公募	
施設の設置目的	市民の自然環境に関する意識の向上を図るため。	
主な実施事業	設置目的を達成するため、下記の事業をおこなう。 (1)野生鳥類等の観察並びに野生鳥類等及び自然環境に関する学習活動のための利用に供すること。 (2)野生鳥類等及び自然環境に関する資料の収集及び展示を行うこと。 (3)野生鳥類等の生態に係る調査及び研究を行うこと。 (4)前3号に掲げるもののほか、市民の自然環境に関する意識の向上を図るために必要な事業。	

評価項目	評価基準	評価	特記事項
I 履行の確認 (55点)			
1 施設全般の管理運営に関する業務			
(1)管理体制	施設の管理体制が明確になっており、基準に基づいた適切な人員配置がなされているか 安全対策、危機管理体制などが十分に講じられているか	B	立入調査・資料等で確認
(2)職員研修	職員の業務に必要な資質・能力の向上を図るための研修・教育が適切に行われたか	A	資料等で確認：専門知識の習得に努めていた。
(3)利用促進業務	利用者拡大のための利用促進業務が適切に行われたか	A	資料等で確認
2 利用者に関する業務			
(1)利用状況	利用者数・稼働率等は適切な水準であるか ※1	A	資料等で確認：屋根の改修工事の影響で展望ホール周囲に足場が組まれた関係もあり入館者数が減少。
(2)利用者の要望把握等	利用者の要望の把握及びその実現策は適切に行われているか	A	資料等で確認：利用者へのアンケート等により要望把握を行い、イベント内容・接遇等に反映させている。
3 保守点検並びに清掃等の業務			
(1)保守点検業務	基準に基づき、保守点検が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か	B	資料等で確認
(2)清掃・維持業務	基準に基づき、清掃業務・維持管理が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か	A	資料等で確認：通常業務に加えボランティアとの協働で維持管理業務を実施している。
(3)保安・警備業務	基準に基づき、保安・警備業務が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か	B	資料等で確認
(4)修繕業務	基準に基づき、修繕業務が適切に行われたか 第三者に行わせる業務は必要最小限の範囲か	B	立入調査・資料等で確認

4 自主事業の実施に関する業務	事業計画書に沿った自主事業が適切に行われたか		
5 情報公開・個人情報に係る措置	情報公開・個人情報保護に係る措置は適切に行われたか	B	資料等で確認
6 管理目標	施設の現状を正しく認識し、今後の在り方についての提案は具体化されているか	B	資料等で確認

II サービスの質の評価（20点）

1 利用者満足度	利用者へのサービスの質を維持・向上させるための提案は具体化されているか 利用者アンケート等を実施し、その結果は妥当であるか	A	立入調査で確認：アンケートでは、特に職員の野鳥解説について良い評価を得た。
2 維持管理業務	日常清掃業務や衛生管理、備品などの設備の維持管理は適正に行われ、良好な状態で施設の利用が行われているか	B	台帳で確認
3 運営業務	事業運営について、サービス水準の向上のための創意工夫が見られるか。 利用許可などの利用者への接客・対応は適切であるか	B	立入調査で確認
4 自主事業	実施された事業内容は、施設の設置目的に沿い、サービス水準の向上に寄与する質の高いものであるか		
5 施設の効用	施設の効用を最大限に発揮し、設置目的の達成に資することができる管理運営内容であったか	B	資料等で確認：小学校の環境学習での利用が増加しており、環境学習の拠点としての役割を担っている。

III サービスの安定性の評価（10点）

1 事業収支	指定管理業務の事業収支は妥当であるか ※2	A	資料等で確認
2 経営状況	指定管理業務の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※3	A	資料等で確認
3 団体等の経営状況（年度ごと）	団体の経営状況分析指標の結果は妥当であるか ※4		

<p>【総評（所管課評価）】</p> <p>施設の設置目的に沿った事業は概ね計画通りに実施されている。</p> <p>環境学習の拠点施設として周知されてきており、市内外を問わず、学校等の利用が多くなっている。利用者も平成21年度の水準に回復した昨年度に近い数字を維持している。</p> <p>公益法人として必要な内部管理体制等の整備も改善してきている。</p>	<p>合計点 (67)点/(85)点 ×100=(78)</p> <p>平均点 (3.9)点</p>
--	--

※施設の性格や設置目的により、評価項目は追加、変更できる。

※評価区分 A（優良）＝協定書等の基準を遵守し、その水準よりも優れた管理内容である。（5点）

B（良好）＝協定書等の基準を遵守し、その水準に概ね沿った管理内容である。（3点）

C（課題含）＝協定書等の基準を遵守しているが、管理内容の一部に課題がある。（1点）

D（要改善）＝協定書等の基準を遵守しておらず、改善の必要な管理内容である。（0点）

※特記事項欄は評価を行った確認方法（例：立入調査、台帳確認、資料等確認）と当該評価を行った理由を記載する。

※総評欄は、事業計画書等との整合性を検証し、評価、業務の改善方策等を記入する。

【補足資料】

※1 利用状況

項目	本年度〔平成27年 4～9月〕 A	前年度〔平成26年 4～9月〕 B	対比 A-B、A/B	対比が±20%を超える場 合は増減理由を記載
開館日数	157	156	1、 100.6 (%)	
施設利用者数	7,175	8,032	-857、 89.3 (%)	
施設稼働率	85.7%	85.2%	0.5%、100.5 (%)	
事業開催数	36	35	1、102.8 (%)	

※2 事業収支

(1) 収入

(単位：千円)

項目	本年度〔平成27年 4～9月〕 A	前年度〔平成26年4～ 9月〕 B	対比 A-B、A/B	対比が±20%を超える場 合は増減理由を記載
利用料収入	664	562	102、 118.1 (%)	
指定管理料	17,377	17,377	0、 100 (%)	
自主事業収入	0	0	0、 0 (%)	
その他	0	0	0、 0 (%)	
合計	18,041	17,939	102、 100.5 (%)	

(2) 支出

(単位：千円)

項目	本年度〔平成27年 4～9月〕 A	前年度〔平成26年4～ 9月〕 B	対比 A-B、A/B	対比が±20%を超える場 合は増減理由を記載
人件費	10,947	10,872	75、100.6 (%)	
消耗品費	820	635	185、129.1 (%)	実績増
光熱水費	967	1,037	-70、93.2 (%)	
共済費	1,302	1,521	-219、85.6 (%)	
委託料	996	1,011	-15、98.5 (%)	
租税公課	97	2	95、485.0 (%)	消費税納付時期の関係
修繕費	6	9	-3、66.6 (%)	全体の額が小額のため
その他	2,563	3,101	-538、82.6 (%)	実績減
合計	17,698	18,188	-490、97.3 (%)	

※3 経営状況分析指標

項目	本年度〔平成27年 4～9月〕 A	前年度〔平成26年4～ 9月〕 B	対比 A-B、A/B	備考
①事業収支	343千円	-249千円	592千円、 - (%)	
②利用料金比率	3.6%	3.1%	0.5、116.1 (%)	
③人件費比率	61.8%	59.7%	2.1、103.5 (%)	
④外部委託費比率	5.6	5.6	0、100.0 (%)	
⑤利用者当たり管理 コスト	2.4千円/人	2.2千円/人	0.2、109.0 (%)	
⑥利用者当たり自治 体負担コスト	2.4千円/人	2.2千円/人	0.2、109.0 (%)	

①事業収支：(収入－支出)

事業全体が黒字で施設の管理運営ができていどうか確認する。赤字の場合は管理継続性の面での課題を解決し、黒字化のための方策を検討する。

②利用料金比率：(利用料金収入/収入)

収入に占める利用料金の割合。指定管理者の収入源がどこにあり、それが安定したものであるかを確認する。

③人件費比率：(人件費/支出)

支出に占める人件費の割合。支出の中で人件費が減らされすぎていないか、逆に費用がかかりすぎていないかを確認する。

④外部委託比率：(外部委託費合計/支出)

支出に占める外部委託費の割合。外部委託に過度にシフトしていないかを確認する。

⑤利用者当たり管理コスト：(支出/延べ利用者数)

利用者1人当たりにかかる費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

⑥利用者当たり自治体負担コスト：(指定管理料/延べ利用者数)

利用者1人当たりにかかる自治体の費用。前年度や事業計画との比較、類似施設との比較により施設の効率性を確認する。

※4 団体等の経営状況(年度毎下期に実施し、上期では行いません。)

項目	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	備考
①自己資本比率	99.2	98.6	99.3	99.4		
②流動比率	468.2	323.8	742.7	727.0		
③固定長期適合率	97.2	96.8	96.9	96.4		
④総資産経常利益率	0.4	0.3	0.0	0.3		
評価	(以上の指標を参考に評価する。)					

※貸借対照表と損益計算書を基に計算。太枠内に今年度の数値を記載し、左側に過去4年分を記載。

①自己資本比率

総資産(資産合計)に占める自己資本(純資産合計)の割合を示した指標。どれだけ借金に頼らず経営をしているかを示す。比率が高いほど借金(負債合計)に頼る割合が低く、経営が安定していることを示す。一般的には、70%以上なら理想企業、40%以上なら倒産しにくいとされている。

$$\text{自己資本比率}(\%) = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100 \quad \text{【例】} 800 \div 2,000 \times 100 = 40.0\%$$

$$\text{【公益法人会計の場合：正味財産計} \div \text{資産計} \times 100 \text{】}$$

②流動比率

団体の短期的な支払い能力を示す指標。1年以内に現金化できる試算を「流動資産」、1年以内に支払いを要する負債を「流動負債」と言い、「すぐに準備できるお金」と「すぐに返さないといけないお金」のバランスを比較する。流動資産(すぐに準備できるお金)の方が多いほど、支払い能力が高いことを示す。100%以上であれば問題ない。100%未満であれば資金繰りが苦しいとされる。

$$\text{流動比率}(\%) = \text{流動資産} \div \text{流動負債} \times 100 \quad \text{【例】} 1,100 \div 700 \times 100 = 157.1\%$$

③固定長期適合率

固定資産をどの程度、自己資本(純資産合計)と固定負債で賄っているかを示す指標。土地や建物など、この先1年以上換金できない、または換金しない固定資産を返済義務のない自前の資金である自己資本(純資産合計)と長期で調達したお金(固定負債)でどれだけ賄えるかを見る。100%未満であれば問題ないが、100%以上の場合は固定資産の維持調達について流動負債にも依存していることを示すことから、資金繰りが苦しいと考えられるとされる。

$$\text{固定長期適合率}(\%) = \text{固定資産} \div (\text{固定負債} + \text{自己資本}) \times 100 \quad \text{【例】} 900 \div (500 + 800) \times 100 = 69.2\%$$

$$\text{【公益法人会計の場合：固定資産} \div (\text{固定負債} + \text{正味財産計}) \times 100 \text{】}$$

④総資産経常利益率

団体の総合的な収益力を示す指標。団体の総資産(資産合計)に対して、どれだけ経常利益を稼ぎ出しているかを示す。比率

が高いほど資本を効率的に運用し、収益を上げている。

$$\text{総資本経常利益率} = \text{経常利益} \div \text{総資産} \times 100 \quad \text{【例】 } 200 \div 2,000 \times 100 = 10.0\%$$

【公益法人会計の場合：正味財産増減額 ÷ 総資本 × 100】

■貸借対照表（例）

【資産の部】	【負債の部】
流動資産	流動負債
現金及び預金 400	買掛金 400
受取手形 500	短期借入金 300
有価証券 200	流動負債合計 700
流動資産合計 1,100	固定負債
固定資産	社債 300
建物及び構築物 200	退職給付引当金 200
土地 500	固定負債合計 500
投資有価証券 200	負債合計 1,200
固定資産合計 900	【純資産の部】
	資本金 600
	利益剰余金 200
	純資産合計 800
資産合計 2,000	負債純資産合計 2,000

■損益計算書（例）

売上高	3,000
売上原価	1,200
売上総利益	1,800
販売費及び一般管理費	1,200
広告	700
人件費	500
営業利益	600
営業外収益	200
受取利息	200
その他	0
営業外費用	600
支払利息	200
社債利息	0
経常利益	200
特別利益	100
外国為替	100
特別損失	50
固定資産売却損	50
税引前当期純利益	250
法人税・住民税等	50
当期純利益	200

5 利用者からの苦情の内容とそれに対する市・指定管理者の対応や市から指定管理者への指導状況

第1駐車場の屋外トイレで設備の故障が発生し、指定管理者から修繕についての協議があった。
市の方針として屋外トイレは撤去解体の予定であることから、修繕は実施せず使用中止とすることを指示。
使用中止に対する住民からの苦情が1件環境政策課に入ったが、市の方針を説明。

6 利用者アンケートの結果

「解説していただいてよかった」等の野鳥の解説に関する意見が多い